

四肢のリンパ浮腫治療のための弾性着衣等に係る療養費の支給について

四肢のリンパ浮腫治療のために使用される弾性ストッキング、弾性スリーブ、弾性グローブ及び弾性包帯（以下「弾性着衣等」という。）については、新たな技術として保険適用することが承認されたことから、平成20年4月1日以降、下記に該当したときは、かかった費用を請求することにより、療養費又は家族療養費が支給されます。

記

四肢のリンパ浮腫治療のための弾性着衣等に係る取扱いについて	
1 支給対象となる疾病	リンパ節郭清術を伴う悪性腫瘍の術後に発生する四肢のリンパ浮腫 悪性黒色腫 乳腺をはじめとする腋窩部のリンパ節郭清を伴う悪性腫瘍 子宮悪性腫瘍 子宮附属器悪性腫瘍 前立腺悪性腫瘍 膀胱をはじめとする泌尿器系の骨盤内のリンパ節郭清を伴う悪性腫瘍
2 弾性着衣等の支給 (1)弾性着衣の支給 ・弾性ストッキング ・弾性スリーブ ・弾性グローブ	製品の着圧 30mmHg以上の弾性着衣を支給の対象とする。 ただし、関節炎や腱鞘炎により強い着圧では明らかに装着に支障をきたす場合など、医師の判断により特別の指示がある場合は20mmHg以上の着圧であっても差し支えない。 支給回数 1度に購入する弾性着衣は、洗い替えを考慮し、装着部位毎に2着を限度とする（パンティストッキングタイプの弾性ストッキングについては、両下肢で1着となることから、両下肢に必要な場合であっても2着を限度とする。また、例えば乳がん、子宮がん等複数部位の手術を受けた者で、上肢及び下肢に必要な場合、左右の乳がんの手術を受けた者で、左右の上肢に必要な場合及び右上肢で弾性スリーブと弾性グローブの両方が必要な場合などは、医師による指示があればそれぞれ2着を限度として支給できる。） また、弾性着衣の着圧は経年劣化することから、前回の購入後6か月経過後において再度購入された場合は、支給できる。 支給申請費用 次の額を上限とし、購入に要した費用の範囲内とする。 イ弾性ストッキング 28,000円（片足用の場合は25,000円） ロ弾性スリーブ 16,000円 ハ弾性グローブ 15,000円
(2)弾性包帯の支給 ・筒状包帯 ・パッチング包帯 ・ガーゼ指包帯 ・粘着テープなど	支給対象 医師の判断により弾性着衣を使用できないとの指示がある場合に限り、支給対象とする。 支給回数 1度に購入する弾性包帯は、洗い替えを考慮し、装着部位毎に2組を限度とする。 また、弾性包帯は経年劣化することから、前回の購入後6か月経過後において再度購入された場合は、支給できる。 支給申請費用 装着に必要な製品一組が、それぞれ上肢7,000円、下肢14,000円を上限とし、購入に要した費用の範囲内とする。
3 請求方法	療養費・家族療養費請求書に、次の書類を付けて請求する。 医師の弾性着衣等の装着指示書（装着部位、手術日等が明記されているもの。） 弾性着衣等を購入した際の領収書又は費用の額を証する書類
4 適用年月日	平成20年4月1日から